



県章

山形県公報

平成29年7月11日（火）

第2860号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…723
- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…724
- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）…727
- 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…728
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども家庭課）…729
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）… 同
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…731
- 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…732

告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）…733

公 告

- 一般競争入札の公告……………（総務厚生課）… 同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表中

山形県献血推進協議会

知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること

を

山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること
山形県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定による改正後の国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関すること

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（条例第11条第7項第2号に規定する規則で定める者）

第14条の2 条例第11条第7項第2号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第2項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 条例第11条第7項第2号ロに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

別記様式第3号（表）中

受 講 手 当	日額 円 月 日	支給 開始
特定職種受講手当	月額 円 月 日	支給 開始
通 所 手 当	月額 円 月 日	支給 開始

を

受 講 手 当	日額 円 月 日	支給 開始
通 所 手 当	月額 円 月 日	支給 開始

に改める。

別記様式第12号 (表) 中

※鉄道賃				※船賃	
距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃
km	円	円	円	km	円

を

※鉄道賃				※船賃		※航空賃	
距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃
km	円	円	円	km	円	km	円

に改める。

別記様式第13号 (表) 中「求職活動支援費 (短期訓練受講費) の」を「求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当の」に改め、同様式 (裏) の注意事項第1項中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当」に改める。

別記様式第14号 (表) 中「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) の」を「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の」に改め、同様式 (裏) の注意事項第1項ただし書中「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) 支給申請書」を「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当の」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第11号 (表) の改正規定 (

安 定 所	を	安 定 所 等	に改める部分及び「管轄公共職業安定所長名」を「管轄公共職業安定所等
証 明 欄		証 明 欄	

の長の職氏名」に改める部分に限る。) 及び同様式 (裏) の注意事項第3項の改正規定は、平成30年1月1日か

ら施行する。

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第3号の規定による失業者退職手当受給資格証は、改正後の同様式の規定による失業者退職手当受給資格証とみなす。

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「保全差押」を「保全差押え」に改め、同項第4号中「差押」を「差押え」に改め、同条第5項中「差押及び告発等の犯則取締」を「差押え、記録命令付差押え（法第22条の4第1項に規定する記録命令付差押えをいう。）及び告発」に改める。

第42条第1項第2号ロ中「において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）」を「第22条の28第1項」に改め、「(科料に相当する金額に係る通告を除く。）」を削り、「旨」を「旨（法第22条の28第3項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨）」に改める。

別表4 不動産取得税の項中

「不動産取得税課税区分申出書 （還付申請書）」	第102号様式	条例第68条第7項及び 第9項	を
「不動産取得税に係る補正の方 法の申出書」	第102号様式	条例第68条第5項及び 第7項	に改める。
不動産取得税課税区分申出書 （還付申請書）」	第102号の2様式	条例第68条第10項及び 第12項	

別記第102号様式を別記第102号の2様式とし、別記第101号様式の次に次の1様式を加える。

第102号様式

受付印

不動産取得税に係る補正の方法の申出書

年 月 日

山形県何総合支庁長殿

区分所有者の代表者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話

印
番

山形県県税条例第68条の規定により、次のとおり申し出ます。

家屋の所在					
家屋番号		種類		構造	
床面積			用途		
区分所有者の住所	氏名	建物の区分所有等に関する法律第14条の規定による専有部分の床面積の割合			
補正の方法					
備考					

(注) この申出書には、区分所有者の全員が協議して定めた補正の方法であることを証明する書類を添付してください。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第10条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定による通告（改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）を受けた場合における改正前の第42条第1項第2号ロの規定の適用については、なお従前の例による。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則（平成12年7月県規則第110号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中



個人事業税課税免除申請書（製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業用）

を



個人事業税課税免除申請書（製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業用）

に改め、同様式の注書第1項及び

第9項第3号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

別記様式第2号の注書第1項及び第10項第3号、別記様式第4号並びに別記様式第5号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（課税免除の適用があるべき旨の申告書等の提出期限の特例）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第30条に規定する農林水産物等販売業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る第3条の規定により定められた課税免除の適用があるべき旨の申告書の提出期限及び施行日前に当該農林水産物等販売業を承継した者に係る第5条の規定により定められた課税免除事業承継届の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して10日以内とする。
（様式に関する経過措置）
- 3 改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第5条及び第7条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第12章 情緒障害児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第68条の見出し並びに同条第1項及び第3項並びに第69条から第72条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号**山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条・」を「第54条の2一」に改める。

第4章第1節中第55条の前に次の1条を加える。

（従業者の資格）

第54条の2 条例第40条第1項第1号の規則で定める者は、省令第66条第1項第1号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。

第55条第1項第1号、第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第58条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第58条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、条例第44条において準用する条例第15条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第59条中「第38条まで」を「第35条まで、第37条、第38条」に改める。

第60条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第62条中「第38条まで」を「第35条まで、第37条、第38条」に、「及び」を「、」に、「f) の」を「f) 及び第58条の2の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の

員数については、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第55条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の条例第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正後の規則第60条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第138条に次の1項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第139条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第139条に次の1項を加える。

- 6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第143条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第143条の2 条例第95条において準用する条例第41条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第139条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 指定就労継続支援A型事業所が通常時にサービスを提供する地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第144条中「第74条まで」を「第71条まで、第73条、第74条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7章中第52条の前に次の1条を加える。

（運営規程）

第51条の2 条例第47条において準用する条例第21条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第58条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 就労継続支援A型事業所が通常時にサービスを提供する地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第57条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第58条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者へ支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第63条中「第23条まで」を「第22条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営飯坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営飯坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間

平成29年7月11日から同年8月9日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営米沢平野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（河川応急対策））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営米沢平野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（河川応急対策））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

米沢市役所、高島町役場、川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成29年7月11日から同年8月9日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）

(2) 日時 平成29年8月22日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム運用管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち平成29年10月分から平成30年3月分までの6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち平成29年10月分から平成30年3月分までの6箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当
電話番号023（630）3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年8月8日（火）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - イ 3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(10)に係る事項を証明する書類）
 - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: The Yamagata Prefectural information system for personnel, wage and benefits operation management business 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A. M. August 22, 2017
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023(630)3337

平成29年7月11日印刷 発行所 山形県庁
平成29年7月11日発行 発行人 山形県